



# 青森県報

号外第六十一号

平成十五年六月九日(月曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………

(事務局)……………一

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

平成十五年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十五年六月九日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二三、九〇五人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六五、八七五人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区 八、九〇四人

西津軽郡選挙区 一八、二九七人

南津軽郡選挙区 二六、一八九人

北津軽郡選挙区 一七、一六五人

上北郡選挙区 三一、一六〇人

下北郡選挙区 一〇、六三八人

三戸郡選挙区 二四、六三三人

青森市選挙区 七九、七三四人

弘前市選挙区 五二、一七五人

八戸市選挙区 六四、二一七人  
黒石市選挙区 一〇、五八七人  
五所川原市選挙区 一三、三五一人  
十和田市選挙区 一六、七三八人  
三沢市選挙区 一一、二九五一人  
むつ市選挙区 一三、三三七一人

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭